



介護支援専門員就業・定着奨励金 のご案内

■対象者 ※一人各1回限りの給付です

- ①ケアマネ職を離職後3か月以上（失業保険給付期間中は対象外）経過後に都内のケアマネ職に復職し、6か月以上従事した方
- ②介護業界以外からの転職を希望（ケアマネ職未経験）し、都内で新たにケアマネ職に就職後6か月以上従事した方。
ただし、ケアマネ証の令和7年度新規交付者（＝ケアマネ名簿の新規登録者）を除く

■奨励金

10万円

■交付申請の受付期間

令和7年9月17日から令和8年3月31日まで

■申請方法

東京都介護支援専門員再就業等支援事業専用ホームページより申込様式をダウンロードし、必要書類を郵送してください。

■郵送先

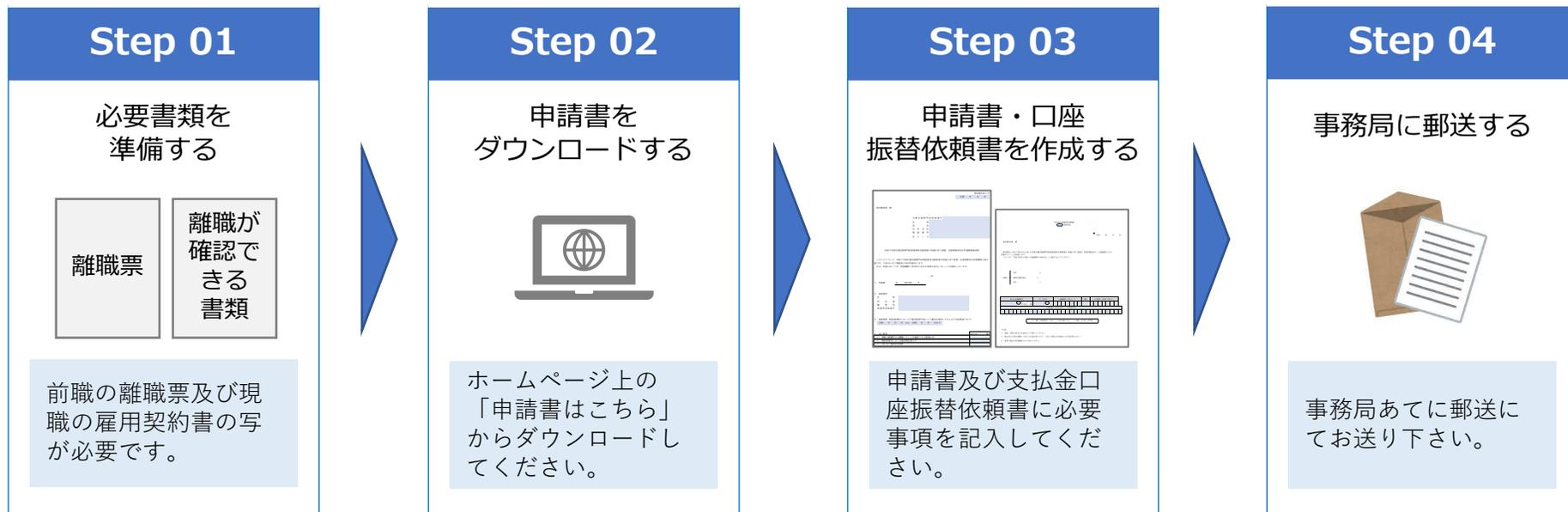
〒102-0072東京都千代田区飯田橋3丁目6-5 飯田橋駅東口ビル 2階
介護支援専門員再就業等支援事務局 奨励金担当



奨励金の申請方法

■申請に必要な書類

No.	書類名称	提出時チェック欄
1	令和7年度介護支援専門員再就業等支援事業の実施に伴う就業・定着奨励金交付申請書兼請求書	
2	直近で介護支援専門員を離職した際の離職票又は離職したことが確認できる書類の写（該当ある場合のみ）	
3	現就業場所における雇用契約書の写	
4	支払金口座振替依頼書	



■申請のポイント

- 前職の離職票の交付手続きは、所属していた会社を通じて行います。
- 口座振替依頼書の名義は申請者ご本人様のものをご提出ください。

介護支援専門員再就業等支援事業 再就業等・定着奨励金 Q&A

目次

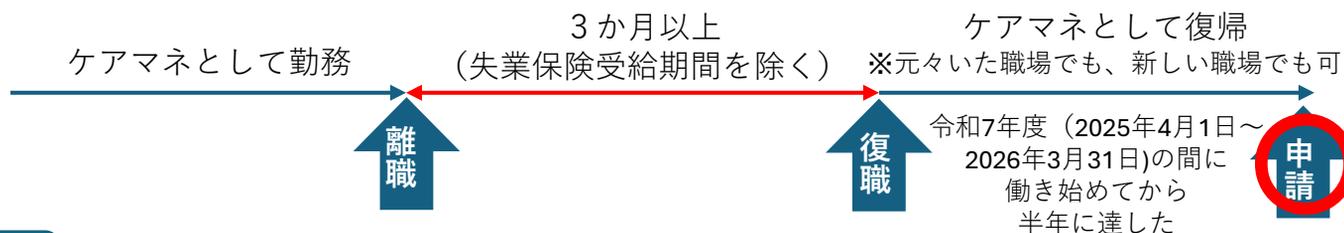
- [Q1 元々ケアマネとして働いていた職場をやめて、介護以外の職に転職したあと、再度ケアマネとして復帰した場合](#)
- [Q2 令和7年度にケアマネの登録をした場合](#)
- [Q3 令和6年度以前にケアマネの登録をし、令和7年度に入ってからケアマネとして就職した場合](#)
- [Q4 介護施設で介護職員として働きながらケアマネ試験に合格し、実務研修修了後ケアマネの登録をしてからも引き続き介護職員として働いたあと、ケアマネとして転職した場合](#)
- [Q5 ケアマネとして働き始めた事業所をやめ、その後引き続き他の事業所でケアマネとして働いている場合](#)
- [Q6 ケアマネ証が失効し再研修を受けて再度交付を受けたことがある場合](#)
- [Q7 介護以外の職とケアマネを掛け持ちしている場合](#)
- [Q8 介護職とケアマネを掛け持ちしている場合](#)

Q1

元々ケアマネとして働いていた職場をやめて、介護以外の職に転職したのですが、しばらく働いてからまたケアマネとして復帰して、半年が経ちました。支給対象になりますか？

ケアマネとして働いていた職場を離職したあと、またケアマネとして復帰するまでの期間が3か月（失業保険受給期間を除く。）以上あれば支給対象となります。（実施要綱第6条（3））

◎支給対象となるパターン



Q2

実務研修修了後、2025年4月以降にケアマネの登録を受けました。ケアマネとして就職してから半年経っていれば支給対象になりますか？

令和7年度の介護支援専門員証の新規交付者（令和7年度における都の介護支援専門員名簿の新規登録者）は対象外となります。（実施要綱第6条（3）イ）

Q3

昨年度ケアマネの登録を受けました。今年度ケアマネとしてはじめて就職したのですが、就職してから半年経っていれば支給対象になりますか？

介護支援専門員証の交付を受けた後、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に掲げる事業を行う事業所又は施設での業務に従事していたことがなければ対象となります。（実施要綱第6条（3））

◎支給対象となるパターン

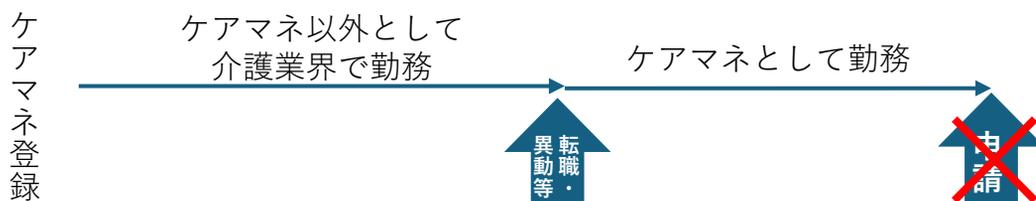


Q4

介護施設で介護職員として働きながらケアマネ試験に合格しました。
 実務研修後ケアマネの登録をしてからも引き続き介護職員として働いていたのですが、
 その職場をやめて、ケアマネとして転職しました。
 転職してから半年経ってれば支給対象になりますか？

介護支援専門員証の交付を受けた後、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に掲げる事業を行う事業所又は施設での業務に従事していた方は対象外となりますので、この場合は支給対象にはなりません。（実施要綱第6条（3）イ）

×支給対象外となるパターン



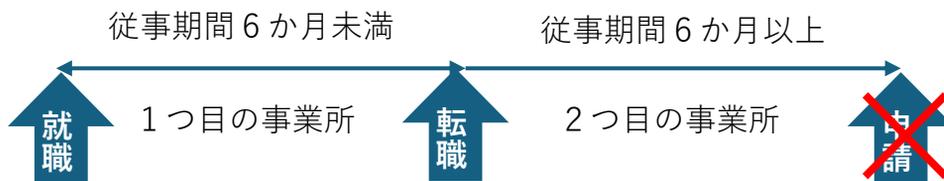
Q5

ケアマネとして働き始めて3か月で1つ目の事業所をやめ、その後引き続き2つ目の事業所で6か月働いています。合計で半年以上ケアマネとして働いていますが、支給対象になりますか？

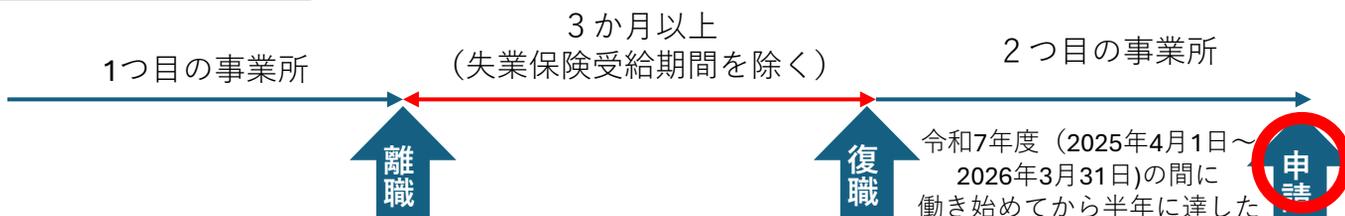
1つ目の事業所で半年間働いていない場合は、1つ目と2つ目の事業所で合計半年以上働いている、あるいは2つ目の事業所で半年以上働いていても支給対象とはなりません。

ただし、1つ目の事業所をやめてから2つ目の事業所で働くまで失業保険受給期間を除いて3か月以上期間が空いていれば、申請可能です。（実施要綱第6条（3））

×支給対象外となるパターン



◎支給対象となるパターン



Q6

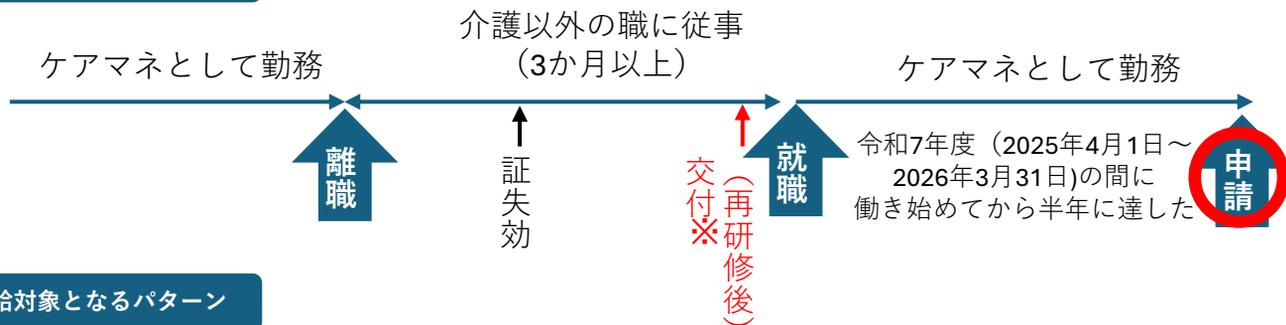
ケアマネ証の交付を受けた後、更新しておらず失効してしまったため、再研修を受講し再び証の交付を受け、ケアマネとして働いています。支給対象になりますか？

介護支援専門員資格を失効し再研修を受けて証の交付を受けた者であっても、支給の要件を満たしていれば支給対象となります。

(実施要綱第6条(3))

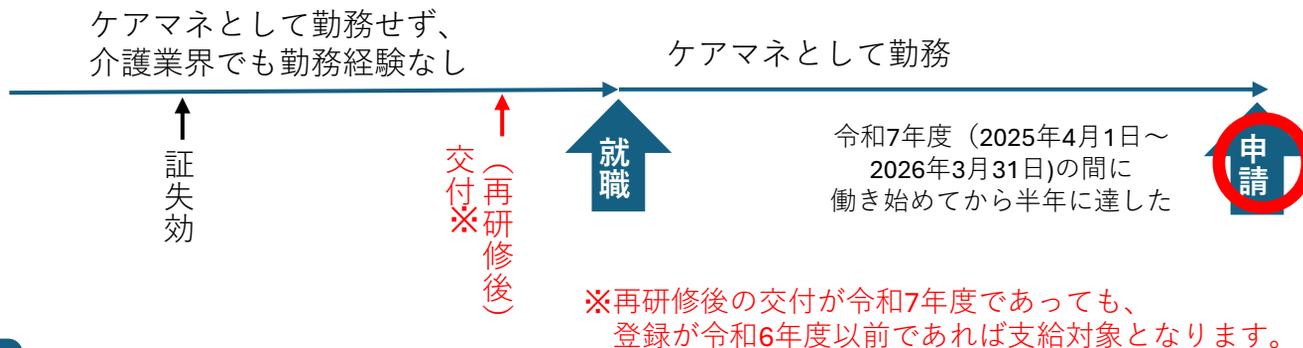
◎支給対象となるパターン

ケアマネ登録
R6以前



◎支給対象となるパターン

ケアマネ登録
R6以前



Q7

介護業界以外の仕事とケアマネを掛け持ちしています。支給対象になりますか？

介護支援専門員としての1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつその他の支給要件を満たしていれば、介護業界以外の仕事と掛け持ちしていても支給対象となります。

(実施要綱第6条(2))

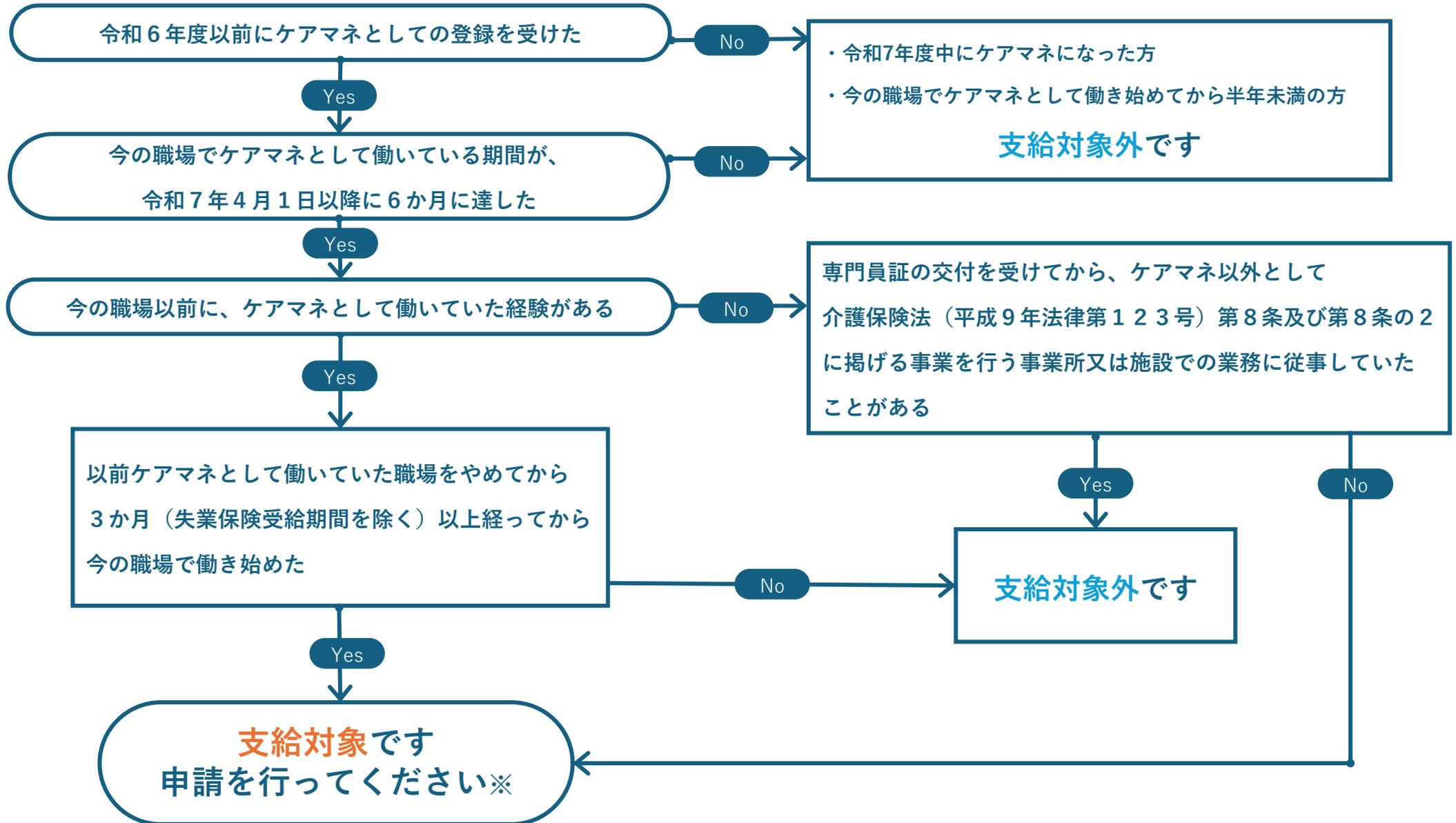
Q8

介護職とケアマネを掛け持ちしています。支給対象になりますか？

介護保険法(平成9年法律第123号)第8条及び第8条の2に掲げる事業を行う事業所又は施設での業務に従事していたことがある場合支給対象外となりますので、介護職との掛け持ちは支給対象外となります。(実施要綱第6条(3))

令和7年度再就業等・定着奨励金支給対象判定用フローチャート

ご自身が支給対象となるかの判定にご使用ください。
迷われる場合はQ&Aをご確認の上、解決しない場合は事務局まで
お問い合わせください。



※条件を満たした日（ケアマネとしての従事期間が6か月に達した日）から起算して6か月以内に申請してください。